

平成27年度第1回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成27年6月16日(火) 13:30~14:20

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階2号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 13名

〔 佐藤会長、山崎委員、三浦委員、榮委員、杉原委員、鈴木委員、
永田委員、黒坂委員、小泉委員、藤田委員、浅井委員、齊藤委員、
本間委員 〕

5 傍聴者 1名

6 議 題

(1) 前回答申の処理状況

(2) 諮問事項の審議

私立高等学校に係る設置者変更認可について (1件)

私立特別支援学校の設置計画について (1件)

私立幼稚園に係る廃止認可について (3件)

私立専修学校に係る目的変更認可について (1件)

私立専修学校に係る設置者変更認可について (1件)

(3) その他

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨の宣言後、浅井委員、本間委員を議事録署名人に指名した。

はじめに、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明し、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立高等学校に係る設置者変更認可について

北海道栄高等学校に係る設置者変更認可(諮問番号第331号(1))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

諮問番号第331号(1)北海道栄高等学校に係る設置者変更認可について説明します。資料の1ページをご覧ください。

白老郡白老町において、学校法人佐藤栄学園が設置する北海道栄高等学校については、学校経営の長期的な安定・発展を図るため、平成28年4月1日から、設置者を学校法人京都育英館に変更したいと両学校法人から設置者変更に係る認可の申請が提出されたものでございます。

現在の設置者であります学校法人佐藤栄学園については、学校法人の事務所を埼玉県さいたま市に置き、2つの大学と5つの高等学校、2つの中学校、1つの小学校、2つの専門学校を設置する文部科学省所管の学校法人でございます。

当該法人においては、設置するすべての学校を各校独立採算での運営を目指しており、各学校の運営方針やあり方について、これまでも検討をすすめてきたところでございます。

このたび、教育方針を引き継ぎながら、新たな学校運営を行う学校法人京都育英館との間で設置者変更に係る意志決定がなされたものです。

新たな設置者である学校法人京都育英館については、学校法人の事務所を京都府京都市におき、京都市において看護系の単科大学である京都看護大学を設置する文部科学省の所管の大学法人であります。

北海道栄高等学校については、昭和39年4月開校の全日制・普通科・収容定員420名の男女共学の高等学校でございます。

大学進学のためのコースやスポーツに力をいれている保健体育コースなど4コースを設置し、きめ細やかな教育を展開しております。

設置者変更後も学校名については、北海道栄高等学校とすることで合意されております。

経費及び維持方法についてですが、生徒納付金及びその他収入をもって充てることとなっております。

また、教職員についても、引き継がれることとなっております。

なお、設置者の変更の認可に関する審査基準である「学校の同一性を有すること」、「変更後の設置者が学校法人であること」を満たしております。

以上、設置者変更認可につきまして、ご審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立特別支援学校の設置計画について

(仮称)日本体育大学附属高等支援学校の設置計画(諮問番号第331号(2))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の2ページをご覧ください。この案件は、学校法人日本体育大学が、知的障害者である生徒に教育を行う特別支援学校を平成29年4月1日から設置しようとする計画です。

学校の名称につきましては、まだ正式に決定していないため、仮称となっておりますが、日本体育大学附属高等支援学校を予定しています。所在地は、網走市大曲1丁目6番1号で、旧北海道立網走高等技術専門学院及び旧網走市能力開発センターの施設を活用し、必要な改修を行った上で、校舎等とする予定であり、これらの施設等は既に譲渡を受けております。

目的については、資料の4に記載のとおりですが、体育大学を設置する法人として、スポーツ教育を主軸とした教育を行うものです。

開校は平成29年4月1日を予定しており、普通科を設置し、収容定員は1学年40人、3学年で計120名となっております。なお、学級数は1学年3学級で、1学級13名から14名で編成する予定であり、基準に適合しています。

教職員は、校長1名、教頭及び教諭等を合わせ教員が27名、実習助手2名、寄宿舎指導員22名、事務職員4名、その他職員として公務補2名の計58名を専任の職員とし、このほか、兼任で学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置することとしており、教職員数等について、基準を満たしています。なお、資料の7の括弧内の数字ですが、これは初年度の教職員数となっております。初年度の生徒数40人に対し、こちらも、基準を満たしています。

また、校長予定者は、道立特別支援学校においても校長を務めるなど、特別支援教育の経験が豊かな経歴となっています。

次に、運動場や校舎の面積は資料の8及び9に記載のとおりであります。面積は基準を満たしています。また、資料には記載はしておりませんが、この学校は原則全寮制としており、同一敷地内に寄宿舎を併設する計画となっています。

必要な校具や教具についても整備されることとなっております。

経費及び維持の方法ですが、生徒納付金及びその他収入をもって充てることとなっております。

計画の内容は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

(3) 私立幼稚園に係る廃止認可について

北陽幼稚園の廃止認可(諮問番号第331号(3))から、かおり幼稚園の廃止認可(諮問番号第331号(5))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料2の3ページにあります、幼稚園の廃止認可に関する諮問案件、3件について、ご説明させていただきます。

今回の諮問案件は、本年4月からスタートしました、子ども・子育て支援新制度によるものですので、はじめに、今年度の私立幼稚園の状況などについて、ご説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、別添の参考資料「子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢」をご覧ください。

各私立幼稚園は、新制度施行後の運営方法について、①新制度に移行し、施設型給付を受ける幼保連携型の認定こども園となる、②新制度に移行し、施設型給付を受ける幼稚園型の認定こども園となる、③新制度に移行し、施設型給付を受ける幼稚園となる、④新制度に移行せず、現行どおり私学助成を受ける幼稚園となると、この4つの選択肢から、設置者の判断で選択できるものとなっています。

ここにあります「認定こども園」とは、平成18年からスタートした制度で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち、地域の子育て支援事業を行う施設で、①の幼保連携型とは、学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設で、②の幼稚園型とは、保育所機能を組み合わせた幼稚園でございます。

それでは、新制度開始年度である今年度に、道内の私立幼稚園がどのような選択をしたのか、ご説明させていただきます。

参考資料の下段をご覧ください。

平成27年3月末現在で私立幼稚園は465園ありましたが、このうち、39園が、幼保連携型認定こども園に移行しています。

この39園は、新制度開始前に幼保連携型認定こども園の認定を受けていた施設が、4月から新たな幼保連携型認定こども園に自動的に移行となる「みなし認可」欄の36園と、新制度がスタートする本年4月以降に、既存の私立幼稚園が新たに幼保連携型認定こども園になる認可を受け移行する、「新設」欄の3園でございます。

この3園は、後ほど、ご説明させていただきますが、本日の廃止認可に関する諮問案件の3園でございます。

なお、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した39園につきましては、参考資料の裏面に掲載していますので、ご確認願います。

平成27年4月1日現在の私立幼稚園数としましては、幼保連携型認定こども園に

移行する39園以外の426園となります。

426園の内訳は、幼稚園において保育が必要な幼児を受け入れる幼稚園型認定こども園が18園、新制度に移行し、市町村からの財政支援を受ける幼稚園が48園、新制度に移行せずに、これまでどおり道からの私学助成を受ける幼稚園が360園となっています。

新制度の施行に伴い、今年度は、学校教育法第1条に規定する幼稚園は昨年度末の465園から426園となりましたが、幼稚園から新制度へ移行する時期は、今年度に限られるものではなく、いつでも移行することが可能となっていることから、今後、新制度に移行する幼稚園が見込まれるところです。

移行等の状況につきましては、今後も、本審議会において報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、幼稚園の廃止認可に関する諮問案件3件について、ご説明させていただきます。

資料2の3ページをご覧ください。まず、諮問番号第331号(3)をご覧ください。

学校法人三溝学園が千歳市に設置している北陽幼稚園についてです。

子ども・子育て支援新制度が4月1日より開始されるに当たり、これまで設置運営していた私立幼稚園を廃止し、新たに幼保連携型認定こども園として運営することとしたため、この度、廃止認可の申請があったものです。

後ほど説明する2園についても、同様の廃止理由となっております。在園児71名のうち、この3月に卒園した17名を除く54名は、同学園が設置する認定こども園北陽幼稚園・第2北陽保育園において引き続き受け入れられており、教職員につきましても、全員が認定こども園にて継続雇用されております。

廃止の時期ですが、認定こども園の開園にあわせ、平成27年3月31日としています。なお、認定こども園の設置につきましては、所管の道子ども未来推進局における審査の後、諮問機関である「北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親・保育部会」において認可可との答申を受け、本年3月30日付けで認可されております。

廃止後、指導要録につきましては、同学園が運営する認定こども園において保管することとしております。

次に、諮問番号第331号(4)をご覧ください。学校法人苫小牧中央学園が苫小牧市に設置している苫小牧中央幼稚園についてです。

同園についても、新たに幼保連携型認定こども園として運営することとしたため、幼稚園の廃止認可の申請があったものです。

在園児62名のうち、この3月に卒園した27名を除く35名は、同学園が設置する認定こども園苫小牧中央幼稚園において引き続き受け入れられております。

また、教職員につきましても、全員が認定こども園にて継続雇用されております。

廃止の時期についてですが、認定こども園の開園にあわせて平成27年3月31日としており、認定こども園の設置につきましては、本年3月27日付けで認可されております。廃止後、指導要録につきましては、同学園が運営する認定こども園において保管することとしております。

次に、諮問番号第331号(5)をご覧ください。学校法人北海道キリスト教学園が苫小牧市に設置しているかおり幼稚園についてです。

同園についても、新たに幼保連携型認定こども園として運営することとしたため、幼稚園の廃止認可の申請があったものです。

在園児71名のうち、この3月に卒園した29名を除く42名は、同学園が設置する認定こども園かおり幼稚園において引き続き受け入れられております。

また、教職員につきましても、全員が認定こども園にて継続雇用されております。

廃止の時期についてですが、認定こども園の開園にあわせて平成27年3月31日としており、認定こども園の設置につきましては、本年3月30日付けで認可されております。

廃止後、指導要録につきましては、同学園が運営する認定こども園において保管することとしております。

また、3園の廃止に対する影響についてであります。今回の廃止により千歳市において1園、苫小牧市において2園の私立幼稚園は減少することとなりますが、先ほど説明させていただいたとおり、引き続き認定こども園として幼児教育を希望する幼児を受け入れていることから、園児の収容に影響はない状況となっております。

以上、幼稚園の廃止認可3件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【審議、質疑応答】

○会長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

○委員A 参考資料の中で、私立幼稚園は3つに大きく分かれています。最終的に新制度に移行しない今までどおりの幼稚園が360園あり、新制度に移行した幼稚園が48園あるということですが、新制度の幼稚園と今までどおりの移行していない幼稚園の違いについて教えてください。

○事務局 新制度に移行した幼稚園は市町村から支援を受けることになり、移行しない現行の幼稚園は北海道から私学助成により支援していくこととなります。

○委員A 支援するところの違いであり、幼稚園の形としては同じなのですね。

○事務局 そうです。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立専修学校に係る目的変更認可について

吉田学園情報ビジネス専門学校に係る目的変更認可（諮問番号第331号（6））について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

学校法人 吉田学園が札幌市に設置する「吉田学園情報ビジネス専門学校」の目的変更認可について説明します。この学校は、工業分野、商業実務分野、文化教養の3分野に6学科を設置していますが、このうち、1学科のみ設置している商業実務分野のビューティアドバイザー学科の廃止に伴いまして、商業実務分野を廃止するため、目的変更認可の申請があったものでございます。

生徒の処遇についてですが、当該学科は昨年4月に募集を停止しておりまして、平成27年3月に全員卒業しております。

また、教職員の処遇についてですが、同法人の他の学校に配置換えをしております。

校地、校舎については、資料の9、10に示しておりますとおり、基準を満たしております。

経費及び維持方法ですが、生徒の納付金等を当てることとしております。

変更認可については、文部科学省による寄付行為の変更認可に併せて目的変更認可を行いたいと考えております。

ご説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(5) 私立専修学校に係る設置者変更認可について

函館ドレスメーカー専門学校に係る設置者変更認可（諮問番号第331号（7））について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

函館ドレスメーカー専門学校の設置者変更認可について、ご説明いたします。

この学校の設置者の死亡に伴い、設置者変更の認可申請があったものでございます。

この学校は、服飾・家政分野において、服飾造形科などを設置している学校であります。

経費及び維持方法については、生徒納付金等を充てるとされております。

新たな設置者は、旧設置者の長女でございまして、校地、校舎の所有権はすべて移転していることを登記簿等の書類で確認しております。

これによりまして、学校経営の継続性は確保されるものと考えております。

つきましては、今回の申請に基づき、設置者変更の認可を行いたいと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

8 閉 会

以上をもって、平成27年度第1回北海道私立学校審議会を終了した。